東京都目黒都税事務所 広報事項(令和4年9月)

•	9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です・・・・・・・・	•	• 1
•	・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 2
•	中小企業者向け省エネ促進税制~法人事業税・個人事業税の減免~・・	•	• 3
•	災害等により甚大な被害を受けた方に対する都税減免制度があります・	•	• 4
•	耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・ 都市計画税を減免します・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 5
•	不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 6
•	東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税を減免します・・・・・	•	• 7
•	都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で 申請できます・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 8
•	e L T A X 電子納税が大変便利です・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	• 9
•	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について・・・・・	•	10
•	法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました・・・・・	•	11
•	来所せずにお手続ができます・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	12
•	にせ都税職員にご注意ください!・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	13
•	都税がスマートフォン決済アプリで納付できます・・・・・・・・・	•	14
•	都税に関する各種証明の申請には電子申請をご活用ください・・・・・	•	15
•	・インターネット公売(動産・自動車・不動産等)のお知らせ・・・・・	•	16



9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(金)までにお納めください。

くご利用になれる納税方法>

山脞 振替 ご利用の預(貯)金口 座から、納期の末日(納 期限)に自動的に納税 ができます。

詳しくは下記をご覧く ださい。



インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納税することができます。 ※1 枚あたりの合計金額が 100 万円未満の納付書に限ります。

- ※税額に応じた決済手数料がかかります。
- ※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の 窓口またはコンビニエンスストアでご納税ください。)。
- ※詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

スマホ アプリ 利用できるアプリ: au PAY、d 払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ ※1 枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。

アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。

※領収証書は発行されません。

(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納税ください。)



金融機関・郵便局の (ペイジー)対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM ※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

- ※ № (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
- ※領収証書は発行されません。

(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納税ください。)

- ※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納税する方は、事前に金融機関への利用申込みが 必要です。
- ※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ (https://www.tax,metro.tokyo.lg.jp/)「税金の支払い」をご覧ください。

コンビニ

- ※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
- ※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な場合は、所管の都税事務所にご相談ください。

簡単 便利 安心 な □座振替 の申込はWebで!!

簡単 ●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用 Web サイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけです。https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html

▶●依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。

●9月10日までに申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第2期からの口座振替が可能です。 ※11日以降に申込みいただいた場合、令和4年度第3期からの振替となります。

安心●振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。



都税 Web 口座振替 申込受付サービス

<□座振替のお問合せ先>

主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)

※受付時間は平日9時~17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

【お問合せ先】

<課税について> 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁



主税局 HP 都税の支払い方法 昨年度に引き続き、令和4年度も

小規模非住宅用地の



固定資産税・都市計画税を減免します 23区

減 免 対 象 一画地における非住宅用地の面積が 400 ㎡以下であるもののうち 200 ㎡までの部分

ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限ります。

減 免 割 合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減 免 手 続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和4年12月 28日です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

- ※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。
- ※ こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所

中小企業者向け省エネ促進税制

★ 法人事業税・個人事業税の減免



東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金 1 億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*(指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限 2,000 万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人) 翌事業年度等、(個人) 翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください!

主税局 環境減税

検索・

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。



【お問合せ先】

- ●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - 所管都税事務所の法人事業税班 個人事業税班
 - 主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - 主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- ●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) O3-5990-5091

災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

減免する場合

崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税(23区内)、不動産取得税、個人事業税 など ※原則として、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。 (不動産取得税を除く。)

減免を受けるための手続

減免を受けるためには、原則として、納期限(不動産取得税を除く。)までに、納税者 ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村(火災の場合は消防署)で発行する「罹災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆ 詳しくは、所管の都税事務所までお問い合わせください。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

<減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日 までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- ☑ 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- ☑ 新築された日の属する年の翌年の1月1日(1月1日新築の場合は、同日)において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- ☑ 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- ☑ 新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末までに減免申請すること

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から<u>3年度分</u>について居住部分の固定資産税・都市計画税を 全額減免 (減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

<減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和6年3月31日までの間に 建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- ☑ 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ☑ 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- ☑ 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- ☑ 耐震改修工事が完了した日から3か月以内に減免申請すること

<減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度(1月1日完了の場合はその年度)1年度分*について、固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免(居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで)

*住宅が耐震改修の完了前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行 障害既存耐震不適格建築物に該当する場合は2年度分



<減免を受けるための手続>

①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

詳細は東京都主税局ホームページをご覧ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/info/taishin.html



不疑似等区内区的IC不疑化の区的の建善えを行った住宅 に対する固定資産税・野市計画税を抵免します(23 区内)

<減免対象>

不燃化特区内において、不燃化のための建替えを行った住宅のうち、以下の要件を全て満たすもの

く 全建替え前の家屋>

- □ 不燃化特区内に所在すること
- □ 建替え前の家屋が耐用年限の3分の2を超過している者朽建築物であること
- 不燃化特区の指定期間中に取り壊されていること(ただし、住宅を新築した後に家屋を取り壊す場合は、住宅を新築した日から1年以内に取り壊されている必要があります。)

く新築した住宅>

- □ 不燃化特区内に所在すること
- □ 耐火建築物等又は準耐火建築物等であること
- □ 検査済証の交付を受けていること
- □ 新築年月日が不燃化特区の指定日から令和8年 3月31日までであること
- □ 居住部分の割合が2分の1以上であること

「<所有者>

□ 取り壊した家屋の所有者と新築した住宅の所有者 が同一であること(一定の緩和要件があります。)

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から<u>5年度分</u>について居住部分の固定資産税・都市計画税を 全額減免 (減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

<減免を受けるための手続>

新築された年の翌々年(1月1日新築の場合は翌年)の2月末日までに申請してください。 詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

<不燃化特区>

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。



主税局 HP



東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税を減免します

● 減免の要件

- 1 住宅に係る要件
- □ 令和4年4月1日から令和7年3月 31日までの間に「東京ゼロエミ住宅の 認証に関する要綱」に基づく設計確認申 請が行われていること
- □ 次の①、②のいずれかに該当すること
 - ① 太陽光発電システム(※1)を設置していること
 - ② 水準2又は水準3の基準(※2)を満たしていること
 - ※1 東京ゼロエミ住宅導入促進事業助成金 交付要綱の助成対象のものに限ります。
 - ※2 東京ゼロエミ住宅指針第3に規定する 水準2又は水準3のことを指します。
- 2 取得者に係る要件
- □ 新築において、最初の不動産取得税の 課税対象となっていること

● 減免される割合

- □ 減免の要件の1①又は②の一方にのみ 該当する場合
 - ⇒住宅に係る不動産取得税の5割
- □ 減免の要件の1①及び②の両方ともに 該当する場合
 - ⇒住宅に係る不動産取得税の10割

● 減免を受けるための手続

□ 減免を受けるためには、納税者ご本人 からの申請が必要です。

該当する方は、東京ゼロエミ住宅認証書、東京ゼロエミ住宅設計確認書等の必要書類を添えて、所管の都税事務所(都税支所)・支庁に減免申請書を提出してください。

減免の手続の詳細については

主税局 HP をご覧ください▶

主税局 ゼロエミ

検索



東京ゼロエミ住宅東京ゼロエミ住宅については、環境 局のHPをご覧ください。

東京ゼロエミ住宅

检索



● 住宅を新築したときの軽減制度 この他にも、耐震化促進税制等、住宅を新築したとき に軽減を受けられる場合があります。 詳しくは主税局HPをご確認ください。

主税局 住宅新築

給表



都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます(自動車税種別割に関する納税証明書(下表項番2、5)は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。)。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請を行ってください。

なお、申告・納付後1~2週間以内に申請される場合は、①領収証書の原本(領収印のあるもの) ②申告書の控え[※](受付印のあるもの)の両方を、都税事務所(徴収管理班・納税証明担当)等の窓口までお持ちください。

都税における納税証明書の申請については、郵送でも受け付けております。詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

※②は、法人事業税、特別法人事業税、法人都民税等申告税目の場合に限ります。

(注) 都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

	証明の種類	申請先事務所	郵送申請先
1	納税証明(一般用)	全都税事務所、都税支所、支庁	
	(自動車税種別割以外)	主即忧争扬州、即忧又州、又归	
2	納税証明(一般用)	全都税事務所、都税支所、支庁、	〒 112-8787
~	(自動車税種別割)	都税総合事務センター及び自動車税事務所	東京都文京区春日
3	滞納処分を受けたことの	全都税事務所、都税支所、支庁	1-16-21
3	ないことの証明	主部忧事物别、即忧又别、又归	
4	酒類製造販売の免許申請	全都税事務所、都税支所、支庁	都税証明郵送受付センター
	のための証明	主的忧事扬州、郁州文州、文川	
5	自動車税種別割納税証明	全都税事務所、都税支所、支庁、	
	(継続検査等用)	都税総合事務センター及び自動車税事務所	

【お問合せ先】 各都税事務所(徴収管理班・納税証明担当)・都税支所・支庁

地方税共通納税システムのお知らせ

~全国の地方公共団体へ一括して納税可能~

○ダイレクト納付が実現!!

事前に登録した金融機関口座から 指定した期日に税額を引き落とす ことができる納税方法です。



税理士の方など代理人による納税手続ができます!!

○全国の自治体に一括電子納税!!

個人住民税(特別徴収分)や法人二税などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税できます。

が 納税事務の負担が軽減されます*!!*

取扱税目

- 〇法人事業税・法人都民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- ○事業所税 ○個人住民税 (特別徴収分、退職所得分)
- 〇都民税利子割·都民税配当割·都民税株式等譲渡所得割



詳しくはホームページをご覧ください。

https://www.eltax.lta.go.jp

エルタックス







= 1.1.0.0% n.

生産性革命の実現に向けた 固定資産税の特例措置について



【概要】

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を税制面で支援します。

各特別区から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した資産の課税標準の特例措置 について、機械装置・器具備品・構築物などの償却資産、事業用家屋が対象になります。

		対象の固定資産	要件
軽減措置の対象		償却資産	下表の対象設備のうち、以下の要件3つを満たすもの ②生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上しているもの ③生産、販売活動等に直接使用する設備であること ④中古資産でないこと <対象設備> 設備の種類 最低取得価格 販売開始時期 機械及び装置 160万円以上 10年以内 工具(測定工具・30万円以上 5年以内 検査工具) 器具及び備品 30万円以上 6年以内 建物附属設備※ 60万円以上 14年以内 構築物 120万円以上 14年以内 ※償却資産として課税されているものに限る。
	事	事業用家屋	○取得価額が120万円以上であること○生産、販売活動等に直接供する家屋であること○取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等を稼働させるために取得されたものであること○新築であること

適用期間

- ○償却資産(構築物を除く)は、平成30年6月6日から令和5年3月31日までに取得した 資産が特例対象となります。
- ○事業用家屋及び構築物は令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得した資産が特例対象となります。

特例

0以上2分の1以下の範囲内において都税条例で定める割合となります。

※東京都(23区)は特例割合ゼロです。

申告方法

東京都主税局HPをご覧ください。

https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shisan/seisanseikoujou-tokurei.html

その他

先端設備等導入計画の認定申請については、各区役所へお問い合わせください。

詳しくは、主税局HPをご覧ください。

【お問合せ先】資産が所在する区にある都税事務所

主税局 生産性革命





法人二税・事業所税の申告書等の事前送付物を変更しました

令和3年10月以降の申告書等事前送付物(プレプリント申告書)から、東京都に eLTAX の利用届出を提出している事業者に対し、申告書等の送付を取りやめました。

なお、納付書(法人二税については税率表等も含む。)については、従前どおり送付します。

時期

令和3年10月送付分から

対象者

電子申告利用事業者

(東京都に eLTAX の利用届出を提出した事業者)

変更点

申告書・別表等の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。

(法人二税については、納付書とあわせて税率表等も送付します。)





- ●申告書、別表は東京都主税局ホームページ(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shomei/kakusyuyoshiki.html)からダウンロードできます。
- ●電子申告利用の手続については、eLTAX ホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp/)をご覧ください。
- ●法人二税の電子申告義務化対象法人については、令和2年10月以降発送分から事前送付物を変更しています。







【お問合せ先】

(法人二税) 所管都税事務所の法人事業税担当班

(事業所税)所管都税事務所の事業所税担当班

来所せずにお手続ができます!

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続が可能です!ぜひご利用ください!◆

申告

- ✓ 電子申告
 - · eLTAX
 - ・東京共同電子申請・届出サービス
- √ 郵送(所管事務所 宛)

申請·届出

- ✓ 電子申請・届出
 - · eLTAX
 - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送(所管事務所 宛)

納税

- √ スマホ決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング ・モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- √ 口座振替

証明の取得

✓ 郵送

T112-8787

東京都文京区春日1-16-21

都税証明郵送受付センター

✓ 電子申請

東京共同電子申請・届出サービス

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、

主税局ホームページをご覧ください。



主税局 HP

にせ都税職員にご注意ください!



都税事務所の職員を装って、個人情報を不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

相手の電話番号が**非通知表示**であるなど、不審に感じた場合は即答せずに必ず一度電話を切り、主税局総務部総務課相談広報班(03-5388-2925)までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例2】

- ・「誤って督促状を送付してしまった。納税者の情報について再確認したい」と質問をしてくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例3】

- ·「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。
- ・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

上記の事例では、共通して"非通知"で電話をかけてくるようです。

東京都主税局及び都税事務所では、**非通知で電話をかけることは絶対にありません。**非通知で電話をかけてきたり、還付のためにATMの操作を求められたら、それは「にせ都税職員」です。十分ご注意ください。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- **♥ いつでもどこでも**スマホで簡単に納税ができます。
- **↑** 納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 手数料はかかりません。

納税方法

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」を使用して、 **納付書のバーコードを読み取る**ことにより納税することができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、 固定資産税(償却資産) の定期課税分及び随時課税分

1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書 (バーコードがあるもの)に限ります。 (※アプリによって利用限度額が異なるため、 利用できない場合があります。)

利用できるアプリ (令和4年9月1日時点)















注意事項

■領収証書は発行されません。

領収証書が必要な方は、都税事務所・ 金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納税してください。

- ■納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- ■事前に登録及びチャージをする必要が あります。

※PayBとモバイルレジについては、 お支払になる口座に納税金額をご準備ください。

■バーコードのない納付書や汚損により バーコードが読み取れない納付書は お使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、 ご利用ください。

※車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時に納税証明書の提示が省略できます。 車検用の納税証明書が必要な方は、納税の約1週間後に都税事務所等に申請してください。

主税局 HPの「AI チャットボットサービス」でも疑問にお答えします。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局ホームページ





納税証明・評価証明の申請には

電子申請をご活用ください!

※納税義務者本人からの申請が対象です。(代理人申請不可)

自宅やオフィスのパソコンから

「東京共同電子申請・届出サービス」を利用して申請・手数料納付が出来ます!

■ 交付申請が可能な証明

- 酒類製造販売の免許申請のための証明
- 納税証明(車検用納税証明は除きます。) 滞納処分を受けたことのないことの証明
 - 23区内の固定資産(土地・家屋)評価証明

■ 注意事項

- ・パソコンから申請してください。(Windows のみ、スマートフォン・タブレット端末不可)
- 個人申請では、マイナンバーカードと | Cカードリーダーが必要です。 法人申請では、各種電子証明書とICカードリーダー(ICカード型証明書の場合)が必要です。
- ・証明は普通郵便にて送付します。(速達・書留等の郵送オプションには対応しておりません。)

申請可能な証明の種類や詳細な手続 Q&A については、 主税局ホームページをご確認ください。



主税局 肝

インターネット公売(動産・自動車・不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産・自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

				動産・自動車	不動産等
公 告 日		日	令和4年8	月25日(木)	
公売参加申込期間		朋間	令和4年8月26日(金)13時	~令和4年9月7日(水)23時	
入	札	期	間	令和4年9月12日(月)13時~ 令和4年9月14日(水)23時	令和4年9月12日(月)13時~ 令和4年9月20日(火)13時
公	売	物	件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 インターネット公売(動産・自動車・不動産等)をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報はホームページをご覧ください。	
実	施	機	関	主税局徴収部・各都税事務所	
お	問台	七	先 主税局徴収部機動整理課公売班(03-5388-3027)		

主税局ホームページ<公売情報>https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/

東京都 公売

検索、

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。〈メールマガジンのご案内〉https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html

主税局 メルマガ

検索